

関自保第292号
令和7年12月26日

一般社団法人 東京都トラック協会会長 殿

国土交通省
関東運輸局 自動車技術安全部長
(公印省略)

トラック運転者に対する飲酒運転防止の徹底について

本年9月に策定した関東地域事業用自動車安全施策2025において、運送事業者の飲酒運転0件を目標としたところですが、施策策定後も、別紙のとおり4件ものトラックの飲酒運転事案が、国土交通省に報告されています。

12月23日に発生した、新東名高速道路（愛知県新城市）での管内トラック事業者による酒気帯び横転事故については、詳細は不明ですが、運転者は出庫後に飲酒を行った可能性があり、この場合は業務前点呼を実施しても飲酒運転の発生を防止することはできません。

飲酒運転は重大な違反行為であり、運送事業全体の社会的信用を失墜するものです。トラック運送事業者におかれましては、今一度運転者に飲酒運転の危険性を強く認識させ、撲滅に取り組んでいただくよう、貴会会員に対し周知徹底をお願いします。